

2022年(令和4年) 4月22日

株式会社ウエディングボックス 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当(理事) 長 井 貴 義



質 問 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を図ることを目的として設立され、消費者、学者、弁護士、司法書士、行政書士、消費生活相談員らで構成する団体です。2008年(平成20年)1月29日には、内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受け、差止請求を行う権限を得ています。

当法人に、貴社の成人式の着物レンタルのキャンセル料の定めが高額ではないかという情報提供がありました。

当法人は、貴社と消費者との間の個別の契約の問題について関与するのではなく、適格消費者団体として、事業者と不特定多数の消費者との間で消費者契約法8条ないし10条に反する契約が締結されるおそれがあるときは当該行為の差止を求めることができる(消費者契約法12条3項)ことから、本書面をお送りするものです。

検討したところ、貴社の約款では「契約書記載の写真撮影日(前撮り前前撮り等)または成人式予定の前年の10月20日のいずれか早い日を『最初のご使用予定日』とし、この日を基準にした解約日に応じたキャンセル料をいただきます。」とあります。

そして、前前撮りにあたる「JK前撮り」として、通常の前撮りとは別概念のものとして、前撮りのさらに前年(すなわち成人式の2年前)に撮影することが想定されていると思われるものがあります。

したがって、約款に従えば、この前前撮りの日も「最初のご使用予定日」として基準日となることから、通常のリENTALでも、その9日前から2日前のキャンセルで50%、179日前から30日前で30%のキャンセル料が発生します。

しかしながら、上述のように、前前撮りは成人式の2年前に行うものと思われるところ、この前前撮りのさらに前の時点でキャンセルしても、上記のような30%や50%の損害は発生しないのではないかと考えられます。

そこで、前前撮りの前の時点でキャンセルすることによって、貴社にはどのような損害が発生すると考えられているのかを質問させていただきます。

つきましては、貴社の本書に対するご回答を書面にて、令和4年5月末日を目処にお送りください。

なお、貴社が、当法人と同様の適格消費者団体である消費者支援ネットくまもととの間で、契約条項に関する協議を行い、その結果として上記の条項が導入されたことは承知しております。

ただし、消費者ネットくまもとが令和3年4月19日付で貴社に宛てた「申入れ終了通知」には、「変更を合意した内容が消費者契約法に反しないことについて保証は致しかねる」旨の留保がありますので、この条項が当然に消費者契約法に違反しないというものではないと考えます。

本書面およびその回答(回答の有無を含め)は、適格消費者団体としての立場上公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了解下さい。

敬具